

東京都の  
定年制  
見直し

# 給与は60歳前の7割

仕事内容は変わらないのに、3割も賃金を引き下げ

今回の賃金確定のたたかいの中で、大きな課題の一つが定年年齢の引き上げでした。この中で、賃金水準については労使の主張が真っ向から対立しました。

都側は、国との均衡や人事委員会の意見を根拠にした給料月額7割措置に固執しました。

都労連は、「長年の経験によって積み重ねてきた知識と技術・技能を持つベテラン労働者の賃金を60歳を境に引き下げるのは、年齢差別であり、同一労働同一賃金の観点や職務給の原則(※)からも許されない」と主張し、毎回の交渉や職場代表の要請を繰り返してきました。

※職務給の原則、地方公務員法第24条第1項「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」

全教・都教組  
杉並支部  
ニュース

東京都教職員組合  
杉並支部情宣部  
2021年  
12月20日  
7号  
Tel 3399-8719



## ◆ 定年引き上げの概略 ◆

### 基本

- ・定年年齢を2023年度より2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げる

### 再任用制度との接続

- ・現行再任用制度は廃止し、暫定再任用制度および定年前再任用短時間勤務制を導入
- ・定年退職等に引き続く場合は、分限免職事由に該当する場合を除き採用又は任期を更新（定年前再任用短時間職員の雇用と年金の接続を保障）

### 給与・手当

- ・60歳超職員の給与月額は当分の間、60歳前の7割水準とする
- ・地域手当、期末手当、勤勉手当などは給料月額と連動（当面7割）  
（期末・勤勉手当の年間支給月数は60歳前と同様、成績率も適用）
- ・扶養手当、通勤手当は60歳前職員と同額支給。

### 退職手当

- ・退職手当の基本額の算定に係る特例（ピーク時特例）について、60歳超の7割措置による減額を対象に追加  
（現行の退職手当支給率は勤続35年以上は43.0月で頭打ち。定年延長でも変わらず）

※期間中に1回でも  
職場で集まる会を  
開くと援助金が申  
請できます。



また、桜保険事務所やろうきんと一緒に、組合・共済・ろうきんカフェを行うのもOKです。

組合員の少ない職場では、近くの職場と合同で行ったり、支部、本部の役員と一緒にいたりすることがあります。

休憩時間や退勤時刻後、短時間でも組合員・仲間が集まり、子どものことや教職員の働き方、学校のことなど、愚痴から始まって、職場の要求などを話し合ってみませんか。組合はそれができる場所です。

12月20日～1月8日  
ちよっと一息ついて  
おしゃべりタイム  
しませんか？

冬のおしゃべり会  
ウィーク

235万3875筆  
杉並からは2,816筆  
ありがとうございました

12月10日、「ゆきとどいた教育を進める会」の全国署名集約集会が開かれました。

集約された署名は、私学助成をすすめる分と合わせ標記の数に達しました。

杉並では職場からだけでなく、区職労、東京土建などの諸団体からもご協力いただきました。

来年2月に提出するとのことなので、お手元に署名がありましたらまだ間に合います、事務所までお送りください。

一人一人の願いを込めた署名活動、これからもよろしくお願います。

支部委員会は  
ズームでも  
参加できます



原則第一火曜日は、7時から支部委員会です。コロナ禍・多忙な職場のためズームを活用しています。スマホでもパソコンでも参加できます。途中からでも大歓迎です。入り方は毎月の支部委員会のお知らせをご覧ください。

●1月は11日、2月は2日です。

# 学校を支えている重要な構成員・非常勤教員のみなさんから寄せられたアンケート

同じ学校で一緒に子どもの教育を担っている非常勤教職員はたくさんいらっしゃいます。今、会計年度職員として待遇改善が進みつつありますが、賃金をはじめまだまだ不十分です。都教組は、みなさんの声を集め、いっそうの待遇改善を求めていく考えです。(回収数は23通。無回答もあります。下は、3月に杉並支部が区教委に要請したものです。)

## 《勤務内容について》

- (1) 中学校の授業時数は原則11時間。小学校のある区では一昨年度から「11時間程度」となりました。今年度の週当たりの担当持ち時数は平均何時間ですか。
  - 11時間未満 15 (小4中1) ●11時間 5 (小0中5) ●12～時間 5 (小3中2) ●18時間以上 1 (小1)
- (2) 校務分掌はありますか。
  - 生活指導 11 (小2中9) ●教務 4 (小0中4) ●その他 2 (小2中0) ●ない 14 (小7中7)
- (3) そのほかに1人分として担当しているもの。
  - 補教 8 (小5中3) ●清掃 7 (小1中6) ●行事 6 (小1中5) ●個別指導 2 (小2中0) ●給食 2 (小0中2)
  - 部活 2 (小0中2) ●新人支援 1 (小1中0) ●通信作成 1 (小1中0) ●会計 1 (小1中0) ●その他 1
- (4) 本来の業務ではないが、担任の臨時的欠員で代行を頼まれたことがありますか。
  - ある 5 (小1中4) ●ない 16 (小10中16)
- (5) 「ある」と答えた方。期間はどのくらいですか。
  - 1日 1 (中1) ●4日 1 (中1) ●1週間 1 (中1) ●2週間 1 (小1) ●1ヶ月 1 (中1)
- (6) 次の業務は職務ではありませんが、参加していますか。
  - 職員会議 22 (小8中14) ●学年会 15 (小0中15) ●校内研修 13 (小2中)
  - 校外学習・遠足引率 15 (小4中) ●行事の係 22 (小5中17) ●その他 4 (小1中3)

## 《非常勤職員で良かったことはなんですか？》

- ゆとりを持って子どもたちに接し成長を見守れた 17
- 余裕をもって教材研究、授業に集中できた 21
- 勤務時間内に仕事を終わらせることができるようになった 17
- 毎日規則正しい生活ができる 13
- 平日に休めるので通院や振り込みなど様々な用事ができる 17
- 忙しい現職の役に立てる 12
- 教職員や子どもたちとの交流を含め、社会と接していただける 15
- 収入が得られる 19
- その他 1 (今年度からボーナスが支給されてうれしいです)

○非常勤教員は、東京都独自の制度で、定数外です。このため現場では大変喜ばれています。しかし、今年から採用が大幅に減らされています。

○一般職になり待遇改善が図られ、組合にも加入できることになりました。

○給料は報酬と言われて、1型(年192日、月平均16日勤務)で月額194,400円。ようやくボーナスも出るようになりましたが、低額は明らかです。

## 《仕事の悩みや要望したいことは何ですか？》

- 管理職は、勤務条件を説明し、年齢も考慮し本人が納得できる仕事内容の確認を。特に、コロナのリスクへの配慮を 11
- 非常勤の勤務、再任用、時間行使との違いなど職場への周知を 18
- 小学校の持ち時数を週11時間程度にしてほしい 5
- 産育休、子どもの看護休暇、短期看護休暇を有給にしてほしい 4
- 給料を上げてほしい 17
- 退職時やその後の勤務校は、できるだけ本人の希望を生かしてほしい 20
- 本人が希望する場合は、引率や研修を認めてほしい 6
- 教員免許更新を除外してほしい(1956年以降生まれの方) 22

☆専門員の方からもアンケートをいただきました。ありがとうございました。

☆時間講師、スクールカウンセラーの方も組合に加入できることになりました。一緒に力を合わせていきましょう!

## 《(2年目以降の方)昨年度は、どのくらい年休が取得できましたか？》

- ほぼ100% 4
- 90～80% 3
- 70～60% 6
- 50%くらい 5
- 50%以下 5

### 区教委に対する杉並支部の要請から

#### 【会計年度任用職員について】

1. 会計年度任用職員の勤務条件や諸権利等、勤務の在り方について、該当の会計年度任用職員はもとより、職場の教職員への理解を図るよう、管理職を指導すること。
2. 本人が希望する場合は、複数年でも同一校勤務となるよう配慮すること。また、勤務校については、本人の希望や通勤時間等を十分配慮すること。

#### 【非常勤教員(日勤講師)について】

1. 職務内容について、本人の経験が生かせる職務内容となるよう合意にもとづく運用を行うこと。
2. 職務内容については、「学習・教科指導」を中心とした職務内容を基本とし、本人との十分な話し合いをもち、本人との合意の上で決定すること。
3. 年度途中でやむを得ず職務内容を追加・変更する場合は、本人の了承を得たものに限ること。
4. 小学校担任や養護教諭の臨時的欠員があった場合、また、体育軽減などの補充については、時間講師による対応も含め、本人の事情を十分配慮し、本人との合意の上で決定すること。

★支部ニュースのページに戻すには画面上の←をクリックしてください。